

一般質問

12月定例会では、8・9・10日に一般質問があり、18人の議員が質問に立ちました。その主な内容を、紙面の都合上、1人2項目以内に要約して掲載しました。

事業仕分け実施について

カ田 忠七 議員

問：国は、予算の無駄を洗い出す「事業仕分け」を公開の場で実施し、数多くの廃止、削減、見直し等が露呈された。

本市は、学校の耐震化や新庁舎建設等々、多くの問題・課題を抱えている。効率的な予算編成を行い健全財政に向けて、計画している事業が本当に必要か「事業仕分け」を公開の場で実施すべきと考えるが。

答：平成14年度から行政評価制度を導入し、透明性確保の配慮、必要性の有無、実施のあり方の判断を行ってきた。その他、パブリックコメントによる市民か

らの意見聴取、委員公募制度での各種審議会の開催、市民説明会などを実施している。

来年度は、行政評価制度の見直しを行いたい。

「事業仕分け」は、市民の目線で行財政の無駄をなくすという意義は大きく、段階的な導入を視野に制度研究を行う。

県道整備事業促進について

カ田 忠七 議員

問：市域の一体的発展をめざして、国道2号バイパスの東西軸と県道三原東城線恵下谷バイパスの南北軸を整備中である。

国道2号バイパスは平成23年度に開通する見通しであるが、

県道恵下谷バイパスは、事業が進展していない。

本市の有機的な都市機能を考えると「県道三原本郷線」を南北軸の補完道路として整備促進をすべきではないか。

答：東西軸及び南北軸の整備は、本市の一体感醸成には重要な課題である。

県道「三原本郷線」は、三原市中心部と本郷地域・広島空港へのアクセス機能を果たす重要な路線、また「三原東城線」を補完する南北方向の連携に有効な路線と考える。

三原東城線、尾道三原線、三原竹原線と並ぶ重要路線として、県に整備促進を要望する。



県道三原本郷線 (小坂地区)



市民体育大会のひとつま

誰もが参加できる 市民行事を

高木 武子 議員

問：本市の長期総合計画の障害者福祉の充実については、完全参加と平等社会の実現に向けた総合的な対策を推進するとなっている。

市民体育大会が行われているが、障害を持っている方の参加できる手立ては行われていない。障害者の参加について検討したことがあるのか。

まず、障害者団体や該当者と行政が話し合いを持ち、来年度の市民体育大会にはどんな形ででも参加できるよう、取り組むべきでは。

答：市民体育大会に、障害者の方の参加の検討をしたことはあるが、今のところ参加できる種目を設けるまでには至っていない。

関係各課との連携や障害者団体との意見交換の場を設定し、どのような形で参加が望まし

いのか、そのために何ができるのかなどを具体的に研究したい。

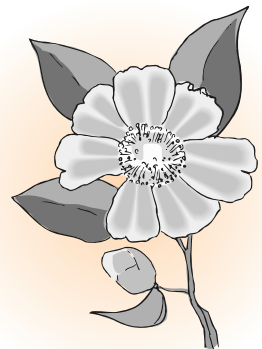
大会関係者とも協議、調整を行った上で、来年度の大会には障害者の方の理解を深める方法を工夫し、実現できるよう努力をしていきたい。

児童虐待防止について

高木 武子 議員

問：11月は、児童虐待防止月間の取り組みが行われた。①要保護児童対策協議会が年何回開催され、協議の内容は。②通告18件、相談47件に対してどう対応し、解決の道筋は明らかにできたか。③虐待が疑われる場合、保育所、幼稚園、小学校、中学校での記録や写真などの取り組みは。④虐待を受けた子どもが、不登校につながるケースもあるが、家庭訪問指導支援者や心の相談員との連携は行われているのか。

答：①要保護児童対策地域協議会は、3種類の会議で構成されている。個別ケース検討会議は18件に対し21回開催し、支援の方向性を検討した。②訪問による助言指導、継続指導、保育所等での見守り。③三原市児童虐待防止マニュアルに沿って、関係団体、関係者に説明した。④本市が相談業務の窓口になった平成17年以降、不登校につながったケースはない。学校長や担任を通じて連携している。



ふたたび「本丸公園」を

下西 勝彦 議員

問：昨年12月定例会で駅前のペアシティ東館跡地を多目的な広場・公園としてはどうかと提案した。

最近ある企業から、購入は無理だが借地したい。しかも、建設したビルに公共施設を入居させて欲しいと要請があったと聞いた。

市有地を借地させ、そのビルに公共施設を貼り付けるなどは、市の選択する施策では無いと考えるが、市長の見解を問う。

答：東館跡地は民間に譲渡し、駅前の活性化に寄与したいと企業に呼びかけたが応募者は無く、暫定的に市民広場・公園として使用したいと考えている。

供用開始は22年3月を予定し、運営は商工会議所に委託する。

跡地を借用してビルを建設し、一部に公共施設の設置をとの意見はあったが、今後、借地や公的機能の是非を含めた具体的プ

ロポーザルの方針を定めていきたい。

公道上の石碑・標石の管理は

下西 勝彦 議員

問：帝人通「旧藩校明善堂跡」の石碑が撤去されていた。帝人通り改修のため撤去したとの土木管理課の説明であった。

この石碑そのものには、大きな価値は無く、この手続きに誤りは、ないと思うが、そのまま見捨てられず、再設置してもらった。

公道上の石碑・標石は、誰が管理するのか。また、石碑の保存などを検討する機関の設置を要望したいがどうか。

答：道路区域内の占用物は基本的に設置者で管理する。撤去・移動・再設置などは、設置者と連絡がとれれば協議していく。

明善堂跡の石碑は昭和32年保勝会ほしょうかいの設置とあり、設置者に連絡もとれず、近隣の住民も当

時の事情に不明で、とりあえず保管していたもので、再設置の予定であった。有識者も入れた「石碑検討会」などの設置をすべきであろうと考えている。

「事業仕分け」の導入を

桧山 幸三 議員

問：厳しい財政状況が続くと予想されるなか、市民の目線で、ニーズや効果の総点検を行い、行政執行体制のスリム化と、原価意識や経営意識の涵養を図れば、もっと財政負担が軽くなると考えられる。

公金意識の啓蒙を図り、無駄遣いの追放を市民の目線で行うために、「事業仕分け」の手法を本市も取り入れるべきだと考えるがどうか。

答：市民の視点に立った成果重視の効果的・効率的な行政運営の実施及び、透明性の高い開かれた市政の実現を図り、市民満足度の向上に資することを目的と



公道上の石碑（三原ガイドブック・みはらっせNo.8より）